

第二回 參議院司法委員会会議録 第三十号

昭和二十三年五月二十五日(火曜日)午前十時五十五分開會

○本日の會議に付した事件

○人身保護法案(伊藤修吾議員)

○委員長(伊藤修吾) それではこれより委員會を開きます。

○本日は人身保護法案を議題に供します。前回に引續いて質疑を繼續いたします。

○小川友三君 第七條の中の「直ちに拘束者」ということありますが、「直ちに拘束者、請求代理人並びに關係者の陳述を聽いて」とあります。これを「直ちに」というのは直ぐというわけではありませんが、そうすると間に合わない場合が多いのではないかと思うのであります。これを四十八時間以内に

○小川友三君 第七條の中の「直ちに拘束者」ということありますが、「直ちに拘束者、請求代理人並びに關係者の陳述を聽いて」とあります。これを「直ちに」というのは直ぐというわけではありませんが、そうすると間に合わない場合が多いのではないかと思うのであります。これを四十八時間以内に

○専門調査員(泉若政君) 十條は十五條を受けておるのであります。今日の貨幣價値を以てしても、一應五百圓

○鬼丸義齋君 本法の第一條にあります「法律上正當な手續によらない」という工合に變更を願いたいと思いま

す。お伺いいたしました。

○専門調査員(泉若政君) この拘束

者と、申立てられた裁判所との距離などを一應考えますと、時間を決めると

いうことは非常に困難になります。

かと思います。それは例え十條におきまして、簽書書を出すという期間が

申立ての時から一週間以内というふう

あると同様の趣旨において、一定の時間を限定するということは困難と考

えるのであります。

○小川友三君 第十條でありますか

「五百圓以下の過料に處することがある旨を附記する。」というわけがありますが、これは現在のインフレ下では餘り安いので、五百圓くらいならどう

ので、出頭が遅れて能率が下ると思い

ますので、これを一千圓以下の過料に

處することができます。この工合に變更する御意願がありましょか、お伺い申上げます。

○専門調査員(泉若政君) 一應五百圓

といふことは相當じやないかと思ひのあります。

○鬼丸義齋君 本法の第一條にあります「法律上正當な手續によらない」ということになつておりますが、この第一條の意義如何は、本法の活潑に關する極めて重要な一條であ

ると思ひます。若しこの一條が、いわゆる法文に現われておりますごとく

に「法律上正當な手續によらないで」

とありまする反面、即ち法律上正當な手續によつて、身體の自由拘束をされました者は入らないことになるといった

結果になります。そこで人身保護法

の法文に現われておりますごとく

に「法律上正當な手續によらないで」

とありまする反面、即ち法律上正當な手續によつて、身體の自由拘束をされ

ました者は入らないことになるとい

うことは非常に困難になります。

かと思ひます。それは例え十條におきま

して、簽書書を出すといふ期間は

手續によつて、身體の自由拘束をされ

ます。ところが若しこの意味が、假に法律上正當な手續によらないと書き

ものも當然これに含まれるものである

つただけではないよなことになつた

も自然自由拘束の理由なき場合の全部

を含む場合であるといたしまするなら

ば、本法の活用は非常に廣くなつて來

やしないかと思ひます。従つて憲法が

人身保護法に對しまする規定を設け申上げます。

○専門調査員(泉若政君) 申上げます。

○鬼丸義齋君 申上げます。

○専門調査員(泉若政君) 申上げます。

とだと思います。故に若しもこれを廣く解すべきものだ、いわゆる實質的の御意願がござります。ところが若しこの意味が、假に法律上正當な手續によらないよなことになつた

ものも當然これに含まれるものである

つただけではないよなことになつた

も自然自由拘束の理由なき場合の全部

を含む場合であるといたしまするなら

ば、本法の活用は非常に廣くなつて來

やしないかと思ひます。従つて憲法が

人身保護法に對しまする規定を設け申上げます。

○専門調査員(泉若政君) 申上げます。

○鬼丸義齋君 申上げます。

○専門調査員(泉若政君) 申上げます。

いろいろな迂闊曲節がありまして、遂に法律上正當な手續によらないと書き

改めざるを得ないよなことになつた

わけでありまして、この點はお言葉に

よりまして、十分研究して見たいと思

つております。

○鬼丸義齋君 實は只今の御説明で了

解得たのですが、又一面考へると、お

説のごとく、法律上正當な手續による

この點について提案者の明快なる御説

明を拜讀いたしたいと思ひます。

○専門調査員(泉若政君) 鬼丸委員の御指摘になられた點は、々御尤もであります。提案者といたしましては、

從來我が國において正當なる手續による趣旨から考へますならば、いわゆる

效果を、本法によつて確保せんとする

從來我が國において正當なる手續によつたものなりとして扱われております

するものを、この條文通りに解釋いたしました。すべての手續は法に則つてお

ります。さて、提案者といたしましては、

「法律上正當な手續によらない」とい

う言葉でおつしやるよな場合も含

りまするならば、結局は今申上げた通

とおもいます。その場合もこの第一條によつて救済しまして、すべての手續は法に則つてお

ります。さて、提案者といたしましては、

が、審理の都合その他で漫然と延びてお

りまするといふような場合、或いは保険金

が得るといふように解釋しておられるのであります。しかし、本法の活用が非常に

広くなつて制定の意義があると思ひます。日本裁判の實際から見ます

とおもいます。そこで人身保護法

の法文に現われておりますごとく

に「法律上正當な手續によらないで」

とありまする反面、即ち法律上正當な手續によつて、身體の自由拘束をされ

ました者は入らないことになるとい

うことは非常に困難になります。

かと思ひます。それは例え十條におきま

して、簽書書を出すといふ期間は

手續によつて、身體の自由拘束をされ

ました者は入らないことになるとい

うことは非常に困難になります。

かと思ひます。それは例え十條におきま

して、簽書書を出すといふ期間は

か、審査的の調べを無限に継続並行する。されどするならば、何だか非常な調べが重複する感がございます。その點はどういうふうなお考があるか併せて伺いたいと思います。

○専門調査員(泉芳敬君) 人身保護法によつて賄われる範囲は、結局拘束が形式的に適法であるかどうかということが中心をなすのでありますと、その實體をなす、例えば刑事事件における犯罪があるかないかというような點には及ばないのであります。そのことはたゞ申上げた點であります。お言葉のように、正當な理由がないのに書きますと、ややもすれば、その實體の判断にまで入り得るのではないかといふ虞れが、言葉の上から解われるということを心配して、「法律上正當な手續によらずに、」といふような表現に改めざるを得ないことになつたものと考えるのであります。その言葉づかいに、いずれにいたしましても、實體判断には入らないといふ點は御了承願えるだ

ると思ひます。

○鬼丸義蔵君 誠に表裏一體のものであつて、微妙にその點は關係があるのじやないかと思います。というのは、法律上拘束されるべき理由ありなしや法律上拘束されるべき理由ありなしやどちらの實體を捕捉せんとするならば、どうしてもやはり本案の審理を或る程度調べるにあらざれば、それが白がいうことが明白にならないことを、胸むとじうことは、非常な困難になるよう思ひます。そこで私は、この法文の書き方自體に對

し必要があると思ひます。御説明を願

ります。

○専門調査員(泉芳敬君) 本件と本法との適用範囲を一つの「一線

を畫して、そこの矛盾を明確にする必

要がありはしないかということを思う

のであります。例えば、法律上一つの

違反行為がある、その違反行為とい

のは、本案の審理をするにあらざ

れば、最後的の結論には至らないけれど

も併しながら、客觀的には、それに

嫌疑をかけることは行過ぎであるとい

うようなことを考えて見ますと、

私は何らそこに本案と並行いたし

ましても無理のない、一つ一線を畫す

ことができやしないかと思います。

よくこれに似通いました事件とし

て、例えれば刑事訴訟法等におきまして

も、恐らくは一つの犯罪嫌疑に對する

起訴の適否を決めます場合に、それが

客觀的に嫌疑をかけるに十分な理由が

ありや否やによつて、損害賠償の成

立するや否やによつて決することもあ

ります。曾てやはり當委員會において

審議されました國家賠償法の審理中に

もございましたごとく、審理の結果、

實體的には結局嫌疑事實なしといふ無

罪の判決を受くるに至つたといたしま

して、検事が一つの嫌疑をかけるこ

とは客觀的に適當である、こういうよ

うな場合には國家賠償が成立しないと

定める手續方式に従つておるかどうか

かといふこと、並びにその令狀が禮限

あります。「法律上正當な手續によら

ない」ということの要件は、事を刑事

手續の場合に限つて考えますならば、

拘束が形式的に法規の根據に基いてお

りますが、「法律上正當な手續によら

ない」ということの要件は、事を刑事

たことを疑うに足りる相當な理由あります。そういうことが、一つの逮捕状提出の要件になるのです。そこで要件を缺く場合には、結局逮捕状を提出してはいけないことがありますから、形式的に法律の根據に基かないということになります。従つて説明書には犯罪を構成していない場合でも、適法な勾留狀で拘束されておるならば、請求は棄却されます。ことになるといふように説明したのであります。が、むしろこれが殆んど九十九と言いますか、恐らく例外なしに皆これに嵌まるのではないかという感じはいたしますけれど、理論的にはやはりそういう議論の餘地が残されることがあります。そこでそれを理由にして請求するものが相當あるということとは考え方ではないではありませんが、併し恐らくそれが取上げられる例は先ずなろうと考えます。それから次に管轄に關係する關係者の所在地の問題であります。が、ともかく當事者と申しますか、請求者をして簡易迅速に手續を執らしめ得るといふところを狙いといいたしまして、この管轄の規定を決めたのであります。この規定から見ますると、殆んど土地の管轄はあつてないような感じがするのであります。併し創前いたしましては、やはるに請求者の方の手續は簡易迅速になさるが、却つてこれを取扱う裁判所の方の手續が、これに伴わないといふ憾みは或いは出で来るかも知れません。併し創前いたしましては、やはるに請求者に厚く、裁判所としては機能を十分に發揮して、これについて行くべきだといふ考え方をしておるわけで

○前之圖事一部者 第一條の關係ですが、理論を突き詰めると、そういうことになるという御答辯に私も同感であります。併し實際の問題として私の考求を申上げますと、それはこの請求は、成る成らんは別問題といたしまして、請求をし得るかどうかをまじうことが、必ず前提となつて考えられる。請求をする者がこの要件を缺いておる、いわゆる實體法上の要件を缺いておるというふうに考えた場合にも、請求はできるのだというふうになると思ひます。非常に私はその手續をする者が多くなるのではないか、むしろ悪用する者が出来るのはないかと私は考えるのであるのではないかと、いうふうに考えられるわけであります。それで結局これはやはり理論的な考え方でなく、實際にその手續上の方だけに適用されるのだというふうに解釋するのが、本法の狙いではないかと私は考えるのであります。理論的に許されるものが、實際的に許されないということはあり得ないわけであります。理論的にこういふうふうに考えられるならば、手續上請求ができるといふことは、これは當然のことであると思ひます。むしろ私は將來において、或いはそういうようなものの實體法を基礎とするのが多くなるじやないかといふ心配が非常に多いのです。今御説明を聞くと、九十九まではそういうものはなからうといふ御説明でありますけれども、私はそう考えないのであります。その點一つあつ一度。

るということになると、實際において先程申上げたように、遠い所の辯護士を頼む、實際においてそういうことは、或いは個人の事情によつてあるかも知れない。鹿児島縣の問題を根本の地方裁判所に請求し得るといつては、大半失われることになるのじなかと考えられる。やはり關係者とう中に辯護士も含むといふ考なんですか。むしろ私は關係者というものは辯護士は入らずして、辯護士は關係者の代理人だという見方が正しいのやないかと考えます。

この點において御質問の御趣旨とは結局において一致するのじやないかといふふうに思うのです。それから管轄に關する被拘束者、その他關係者の所在地という中へ辯護士を入れることは不都合だといふ御説でありまするが、これも實は解釋の問題でありますから、立案者としては入れた方がよくなはないかといふふうな氣持であります。ただ如何にも關係者という言葉が甚だ明瞭を缺きますので、そういう疑が起るのではないかと思います。何か適當な御意見でありますと、御修正を願つておられましたら、一つ御修正を願つても一向差支ないのでありまするし、又この今まで、辯護士は入れない方がよからうといふ御解釋が御贊同を得られるようでしたら、私共説明員としても、辯護士を入れないといふように考えてもいいのであります。けれども、ちよつと明瞭を缺くと、いふ點は誠に立派者としては遺憾であります。

これが、はつきりしているということになるなど、やらないか、明確に人違いであるとして、令、検事の方ではそうじやない。併し、實際においてこれは人違いであるといふことがはつきりしておる場合が幾らも出て来る。そういう場合には、この場合どうなりますか。

○専門調査員(泉芳政君) 事を令状に限局いたしまして、その令状が提出された當時の事情によつて判断すべきであるうと考えるのであります。従つて令状提出の當時においては、嫌疑がありと考へることが客観的に普通であつたといふような場合には、その令状提出の行為、従つてそれによる拘束は、應適法なものと考えられねばならぬと思います。後に至つて諸種の事情から、それは明確な人違いであつたといふような場合には、本法によらないで、刑事訴訟法によつて争われるものと考えるのであります。

○前之園喜一郎君 刑事訴訟法によつて争うことは、この場合でもできるのであります。この法律の趣旨は、原告連にそういう者の拘束を解いてやる、ということなのですから、明確に人違いであるといふような場合は、やはりこの法律でやれるということになるのではないかと思う。私はやはりこれではないかと思う。私はやはりこれでは、どうしてもはつきり線を引く必要があるのではないかと思うのです。畢竟に手續なら手續だけだ、理論的にも感覚的にも實體法には入つて行かれないのだといふことをはつきりしないと、取扱の面において非常に混雑するのじやないかと考えるのです。

○専門調査員(泉芳政君) そこで「法律上正當な手續によらないで」、といふ

情でありますから、そういう面から多少制約されるのではないかというふうに考えられるでありますし、

本法の請求を審査いたしまするについて、本案の記録が相當な關係を持つて来るということは否めない事實でありますけれども、これ又運用に當りまするには、努めてそのために本案の訴訟事件が遲延することのないように、裁判所に嚴重な注意をして頂きたいと思つておりますので、その邊のところで一つ御了承願いたいと思います。

それから第六條の管轄移轉について、「申立に因り又は職權をもつて」といふと申いますのは、この申立は請求者の方より申立てたる、それは例えば、この「何人も」という條項によりまして、方

方に人身保護法の請求事件が係属したというような場合に、合してなすことあるうかと思いまして、かような規定を設けたのであります。

○鬼丸義蔵君 第六條の「申立に因り」だけではどうも明確でないと思いますが、請求者の申立といふに入れたならば、何か弊害があるのですか。そういたしますれば法文の體を成し、誠に明瞭になると思いますが、それを入れたならば、何か支障のできることがありましようか。その點特に入れてないところを見ると、何かの利益があるかも知れない。

○専門調査員(泉芳政君) 別に特段の理由はないのであります。が、一つ研究して見たいと思います。

○宮原義(伊藤修君) わよつと速記をつておりますので、その邊のところでおつくります。午後零時十七分散會 出席者は左の通り。

委員長	伊藤 修君
委員	齊 武雄君
	中村 正雄君
	水久保基作君
	鬼丸 義蔵君
	前之國喜一郎君
	來馬 孫道君
	星野 芳樹君
	小川 友三君
専門調査員	泉 芳政君

〔速記中止〕

○委員長(伊藤修君) 速記を始め……それでは、本日は質疑はこの程度にしておきまして、明日は裁判の不當處

にいたします。明日は裁判の不當處に關する調査會を午前十時より開くことにいたします。本日はこれを以て散會いたします。

〔速記中止〕

四月十六日本委員會に左の事件を付託された。

第一百一十七號昭和二十三年四月七日受理
〔第一百一十七號〕

〔速記中止〕

〔速記中止〕